

刈谷田川防災公園内
「道の駅パティオにいがた」
及び
「第一駐車場」

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年8月

新潟県見附市

道の駅パティオにいがた 指定管理者募集要項 目次

1 指定管理者制度の導入の趣旨	2
2 施設の名称及び管理施設の概要.....	2
3 管理の基準	2
4 管理運営の方針と業務の範囲に関する事項.....	4
5 指定期間	5
6 管理・運営に要する費用(指定管理者の事業収支)に関する事項	5
7 応募資格	6
8 応募手続	7
9 提出書類等	8
10 指定管理者候補者の選定.....	9
11 選定後の手続き等.....	10
12 管理運営準備.....	10
13 スケジュール	11
14 業務開始前の取消し等	11
15 市と指定管理者のリスク分担.....	12
16 添付資料.....	13
17 問合せ先	14

1 指定管理者制度の導入の趣旨

見附市(以下「市」という)では、地域、市民との協働による「まちづくり」を推進する一環として指定管理者制度を導入しております。

道の駅パティオにいがた(以下「道の駅」という。)及び第一駐車場は、道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により、地域住民の交流の促進及び健康の増進、地域産業の振興並びに賑わい空間の創出により、地域の活性化を図るとともに防災機能を備えた拠点とすることを目的とします。

この目的を実現し効率的かつ安定的な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び見附市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成17年見附市条例第4号)第2条の規定に基づき、指定管理者を広く公募し、応募者のノウハウと創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の名称及び管理施設の概要

(1)施設の名称 刈谷田川防災公園内「道の駅パティオにいがた」及び「第一駐車場」

(2)所在地 新潟県見附市今町1丁目3358番地

(3)管理施設の概要

開設時期 平成25年8月23日

管理面積 7,956㎡

・建物 構造 鉄骨造平屋建

床面積 1,373㎡

① 交流休憩施設「交流センター」

② 農産物等販売施設「健幸めつけ」

③ 飲食提供施設「ファーストフードコーナー、もみの樹」

④ 防災啓発施設「防災アーカイブ」

⑤ 公衆便所

・その他 施設面積 6,583㎡

① 外構施設(エントランス・ウッドデッキ等)

② 第一駐車場

3 管理の基準

(1)開館時間(刈谷田川防災公園条例施行規則より)

施設名	開館時間
交流休憩施設	午前9時から午後9時まで
防災啓発施設	
農産物等販売施設	午前9時から午後7時まで
飲食提供施設	午前11時から午後9時まで
公衆便所	午前0時から午後12時まで
第一駐車場	

ただし、開館時間は、指定管理者が市長の承認を得て変更することができるものとします。応募者の柔軟な発想により、これらを変更する場合は、事業計画書(様式第5の1号)に記載のうえ、提案してください。

(2)休業日

休業日は設けません(年中無休)。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、見附市長(以下「市長」という。)の承認を得て臨時に休業し、または道の駅の全部若しくは一部の利用を中止することができます。

(3)関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、本募集要項、業務仕様書、提案書(申請書及び付属書類)、基本協定、年度協定、事業計画書及び年度事業計画書、市が必要に応じて指示する事項のほか、次の関連する法令等を遵守して下さい。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ② 刈谷田川防災公園条例(平成24年見附市条例第18号)
- ③ 刈谷田川防災公園条例施行規則(平成25年見附市規則第47号)
- ④ 見附市情報公開条例(平成11年見附市条例第20号)
- ⑤ 見附市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第18号)
- ⑥ 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ⑦ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ⑧ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ⑨ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ⑩ 著作権法(昭和45年法律第48号)
- ⑪ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ⑫ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ⑬ その他関係法令

(4)業務の再委託の制限等

指定管理者は、清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託して実施することは差し支えありませんが、指定管理業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

(5)個人情報の保護と情報公開

- ① 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令により、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失、損傷及び改ざんの防止その他適正に取扱い、指定管理期間終了後も同様とします。
- ② 市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、見附市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めることとします。

(6)文書の管理及び保存

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、作成又は取得した文書等は、見附市文書規定に基づき適正に管理及び保存することとします。それら文書等は指定期間終了後に市の指示に従い引き渡していただく場合があります。

(7)秘密保守義務

指定管理者の役員、職員及び業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、不当な目的に使用しないこととします。その職を退いた後も同様とします。

(8)原状回復義務

指定管理者は、施設の円滑な運営およびサービス向上を目的として、既存の市の設備以外に必要な設備を持ち込むこと、また施設の一部を改修することができます。ただし、これらの行為を行う場合には、事前に市の書面による承認を受けることが必要であり、改修や設置に伴う費用は全て指定管理者の負担とします。

また、指定管理期間終了後には、当該設備等を撤去し、原状に復するものとします。

ただし、市が引き続き設備を活用することを認めた場合は、この限りではありません。

(9)損害賠償責任

- ① 指定管理者及び業務従事者が、故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこととします。また、業務遂行に必要な保険は指定管理者の責任で加入することとします。
- ② 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

4 管理運営の方針と業務の範囲に関する事項

(1)管理運営の基本的方針

道路利用者に対し、良好な休憩の場及び地域情報を提供するとともに、安全安心な地場産農産物等の販売や、それらを使用した飲食の提供を通じて、消費者の「食」に対する安全安心への要求に応え、地域住民の交流の促進及び健康の増進、農業をはじめとする地域産業の振興並びに賑わい空間の創出により地域の活性化を図るとともに、防災機能を備えた拠点としての設置目的に基づき、管理運営を行うこととします。

(2)指定管理者が行う業務

- ① 交流休憩施設の管理に関する業務
- ② 農産物等の販売に関する業務
- ③ 飲食の提供に関する業務
- ④ 防災啓発施設の管理に関する業務
- ⑤ 公衆便所の管理に関する業務
- ⑥ 第一駐車場の管理に関する業務
- ⑦ 道の駅の利用の促進に関する業務
- ⑧ その他道の駅の管理運営に必要な業務

(3)市が行う業務

- ① 目的外使用許可に関する業務(自動販売機の設置に関する業務等)
- ② 河川占用に関する業務(新潟県への申請業務)
- ③ 建物・施設の大規模修繕に関する業務(計画の策定、計画的な修理・修繕)
- ④ その他市が必要と認める業務

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の予定です。ただし、指定管理期間中であっても、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理・運営に要する費用(指定管理者の事業収支)に関する事項

管理・運営に要する費用の考え方は次のとおりです。なお、支出が収入を上回った場合においても、市は一切の負担をしません。

(1)収入

指定管理者の管理・運営に要する費用(人件費、管理費、事務費等)は、次の収入をもって充てるものとします。

① 利用料金

地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を採用します。利用料金の額は、刈谷田川防災公園条例第15条(以下「条例」という。)の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。

② 販売収入

飲食提供施設等での販売収入

③ 販売手数料

指定管理者が農産物等販売施設で徴収できる販売手数料の上限額は下表のとおりとします。実施に当たっては予め市長の承認を得るものとし、指定管理者だけの判断で自由に設定することはできません。なお、障害者支援にかかる販売において、対象となる出品者及び品目については、市が認めるものに限定します。

区分	金額
農産物販売	販売額の20%
物産販売	販売額の30%
障害者支援に係る販売	上記の区分毎に示した割合から10%を減じた額

④ 指定管理者自らが企画・実施する各種事業の収入

⑤ その他の収入(自動販売機手数料等)

⑥ 指定管理料

市が支払う指定管理料は、次の合計額とし、千円未満を切り捨てとします。

ア、道の駅の施設の内、公益サービスを主たる目的として設けられた以下の施設(以下、「パブリック施設」という)に係る費用を、当該年度の実績により支払うものとします。

- ・交流センターエリア
- ・防災アーカイブエリア
- ・公衆便所(坪庭を含む。但し、物販に必要な相当部分を除く)
- ・EV 充電器
- ・公衆電話

(2)支出

指定管理者が行う施設の維持管理、運営業務に伴う人件費、修繕費、光熱水費、保険料、

警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託料及びその他の経費が含まれます。

(3)市納入金

会計年度(4月1日～翌年3月31日)において、物販については、収入額に100分の3を乗じたものから千円未満を切り捨てた額を市へ納入するものとします。ただし、令和8年度分及び令和9年度分は100分の2を乗じたものから千円未満を切り捨てた額を市へ納入するものとします。また、飲食については、収入額に100分の5を乗じたものから千円未満を切り捨てた額を市へ納入するものとします。ただし、令和8年度分及び令和9年度分は100分の3を乗じたものから千円未満を切り捨てた額を市へ納入するものとします。

なお、納入金の乗率については、この募集要項に記載した乗率(上記)以上を提案することができ、審査項目のひとつになります。応募者で検討し、「事業計画書」(様式第5の1号)に令和8年度から令和12年度の各年度の乗率を記載して、提案してください。

※物販とは、飲食提供施設「もみの樹」での飲食販売を除く、すべての販売とします。

(4)注意事項

① 会計年度

会計年度は、4月1日から翌年3月31日を基準とします。なお、指定管理料の支払時期や方法等は市と協議し、年度協定書で定めます。

② 会計区分の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施における経理事務を行うに当たり、自身の団体と独立した会計帳簿類を設けるとともに、当該業務に関して市の実施する監査業務が受けられる体制を整えて下さい。

③ 管理口座

指定管理業務に関連する出入金の管理は、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理して下さい。

7 応募資格

(1)応募者は、道の駅の設置目的の遂行と施設や設備の安全かつ円滑な管理運営が可能な法人またはその他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成される団体(以下「共同体」という。)であることとします。

(2)単独で応募した法人等は、共同体の構成員になることは不可とし、また、複数の共同体の構成員に同時になることも不可とします。共同体で応募する場合は、共同体の代表法人等を定めて下さい。

共同体で応募した場合、市と指定管理者の協定の締結に当たっては、共同体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うことになります。

(3)次のいずれかに該当する団体は、応募者となることができません。

① 国税、地方税を滞納している団体

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、見附市における一般競争入札の参加を制限されている団体

③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者としての業務の全部または一

部を停止され、その停止期間満了の日から1年を経過していない団体

- ④ 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続をしている団体
- ⑤ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている団体
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過していない者及びその統制下にある者が含まれている団体
- ⑦ 政治団体、宗教団体
- ⑧ 市長、副市長、教育長又は県議会議員、市議会議員が代表者、その他の役員である団体
- ⑨ 労働保険料を滞納している団体であり、過去2年以内に労働基準監督署から是正措置を受けている団体。ただし、必要な措置を実施している場合を除くものとします。

8 応募手続

(1)説明会及び現地見学会

募集要項受領者全員を対象に現場説明を行います。応募予定者は参加してください。

- ① 日 時 令和7年8月26日(火)午後1時30分から
- ② 場 所 パティオにいがた 交流センター
- ③ 内 容 募集要項及び業務仕様書の説明、現地見学
- ④ 参加人数 1団体につき3名以内
- ⑤ 参加申込 令和7年8月22日(金)午後4時30分までに現地説明会参加申込書(様式第6号)を、見附市農林創生課へ直接またはFAX若しくは電子メールにより提出してください。
- ⑥ そ の 他 現地までの交通手段は、各自確保願います。

(2)質問及び回答

- ① 受付期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月26日(火)まで
- ② 受付方法 指定管理者指定申請に関する質問票(様式第7号)に記入の上、電子メール(開封確認メール)により送付してください。
- ③ 提 出 先 見附市農林創生課(メールアドレスは末尾に記載)
- ④ 質問の回答 令和7年9月1日(月)までに、見附市ホームページ上で回答します。
ただし、ノウハウに関わる部分等、公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答します。
- ⑤ そ の 他 電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受付けません。

(3)応募書類の受付期間

- ① 受付期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月10日(水)まで
ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。
郵便の場合は、令和7年9月10日(水)午後4時30分必着とします。
- ② 時 間 午前9時から午後4時30分まで
- ③ 提出場所 見附市農林創生課
- ④ 提出方法 持参又は郵便によることとします。郵便の場合、封書の裏に赤字で「道の駅パティオにいがた指定管理者申請書在中」と記載してください。尚、郵便の事故等については申請者のリスク負担とします。

9 提出書類等

(1)提出書類

応募にあたっては以下の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 共同体の応募にあっては、共同応募確認書兼構成員表(様式第2の1号)
- ③ 共同体の応募にあっては、共同体構成団体業務分担表(様式第2の2号)
- ④ 共同体の応募にあっては、指定管理者共同体協定書兼委任状(様式第2の3号)
- ⑤ 法人等の概要書(様式第3号)
- ⑥ 誓約書(様式第4号)
- ⑦ 事業計画書(様式第5の1号)
- ⑧ 長期収支計画書(様式第5の2号)
- ⑨ 年度別収支計画書(様式第5の3号)
- ⑩ 定款、寄付行為その他これらに類するもの(法人以外の団体は会則等)
- ⑪ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑫ 法人以外にあっては、代表者の住民票の写し(3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書
- ⑭ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑮ 役員名簿(役職、職務、略歴含む)、組織図、経営理念及び方針など組織及び運営に関する書類
- ⑯ 過去3ヵ年分の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらを明らかにすることができる書類
- ⑰ 過去3ヵ年分の事業報告書その他これらを明らかにすることができる書類
- ⑱ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書
- ⑲ 印鑑証明書(発行から3ヵ月以内のもの)
- ⑳ 過去に道の駅等の類似施設の管理・運営を行ったことがあるものは、直近1年分の事業報告書

(2)提出部数等

提出部数は11部(正本1部、副本(複写可)10部)とします。

※書類は全てA4サイズとしますが、折込の場合はA3も可能とします。

※提出書類一式をフラットファイル等に綴り、個別書類にインデックス等で表示を行い、表紙に団体名を記入し提出してください。

(3)応募にあたっての留意事項

- ① 書類審査又は面接審査前に、書類の不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- ③ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ④ 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 提出された書類は必要に応じ複製します。(使用目的は選定に関わる場合に限りです。)
- ⑥ 本業務の応募のために得た情報について、応募者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、その対象ではありません。
- ⑦ 共同体で応募する場合、代表法人等及び構成員の変更等は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理者候補者の決定等必要な場合には、市は指定管理者に指定された応募者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できることとします。
- ⑨ 事業計画書の内容に含まれた管理運営方法等が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている場合で、それを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。
- ⑩ 提出された申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑪ 応募者は、申請書類提出後に応募を取り消す場合、指定管理者指定申請辞退書(様式第8号)を提出して下さい。

10 指定管理者候補者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定は、選定委員会(見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第4条)にて行います。

審査の結果、第一順位の者を指定管理者候補者優先交渉権者とし、第二、三順位の者を補欠者、それ以外の者を不合格とします。その後、第一順位の者と詳細について協議を行いますが、協議が整わない場合には、第二、三順位の候補者と協議をします。

(2)選定基準

資格要件等を満たした者からのプレゼンテーションにより、下記の基準等に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

- ① 道の駅の管理運営を安定して行うことができる意欲とノウハウを有していること。
- ② 道の駅の公共性、公平性、公正性を担保できること。
- ③ 道の駅のサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。

- ④ 道の駅の効率的な管理運営が行われ、経費の縮減を図る方策が優れていること。
- ⑤ 条例第3条各号に掲げる業務の達成目標の設定及び実施方針が優れていること。
- ⑥ 個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図る方策が優れていること。

(3)選定結果の通知

選定結果は、全応募団体に令和7年11月上旬に文書にて通知する予定です。また、見附市ホームページ等で公表します。

(4)選定対象からの除外

選定過程の中で、応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

尚、共同体での募集で、共同体の構成員のいずれかが次の要件に該当する場合は、同様に選定対象から除外します。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 申請書提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- ③ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書及び収支計画書を提出した場合
- ④ 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ⑤ 指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ この要項において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 応募者が倒産し、若しくは解散した場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

11 選定後の手続き等

(1)指定管理者の指定

指定管理者の指定には、見附市議会の議決が必要となります。

(2)協定書の締結

指定の議決後、管理業務に関する細目について、市と指定管理者と協議の上、指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結します。

12 管理運営準備

指定管理者は、指定期間の始期(令和8年4月1日)から円滑に業務が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、人的及び物的体制を整えてください。協定書は行政処分の附款であり、通常の契約とは異なることから、基本的に改訂は行いません。

ただし、本選定で指定管理者がこれまでと変更となる場合は、業務引継ぎや事業展開(準備等含む)に相応の時間がかかることが見込まれることから、パブリック施設部分を除く箇所については指定管理者の求めに対し市が認める場合においては、始期から一定期間の休業を認め、管理運営の準備期間を確保できるものとします。なお、この休業による損害及び逸失利益は、指定管理者の負担とします。

13 スケジュール

道の駅パティオにいがたの指定管理者の公募及び選定は下記の日程を予定しています。

日 程	項 目
令和 7 年 8 月 1 日(金)～9 月 10 日(水)	募集要項等の配布
令和 7 年 8 月 1 日(金)～8 月 22 日(金)	現地説明会の参加申込期間
令和 7 年 8 月 26 日(火)	現地説明会の開催
令和 7 年 8 月 1 日(金)～8 月 26 日(火)	募集要項等に関する質問受付期間
令和 7 年 9 月 1 日(月)	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和 7 年 9 月 1 日(月)～9 月 10 日(水)	申請書の受付期間
令和 7 年 10 月 9 日(木)または 10 日(金)	選定委員会審査会の開催
令和 7 年 11 月上旬	審査結果の通知・公表
令和 7 年 12 月議会	指定管理者の指定(議決)
令和 8 年 1 月～3 月	業務の引き継ぎ等
令和 8 年 4 月 1 日(水)	協定書の締結、業務開始

14 業務開始前の取消し等

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補者の優先交渉権者として選定された者、指定管理者候補者として決定された者又は指定管理者として指定された者(以下「指定管理者」という。)が、次の事項の何れかに該当した場合は、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者としての指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が共同体の場合、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者としての指定を取り消すとともに、共同体の構成団体が該当した場合は、代表団体が当該構成団体に代え、市長の承認を得た上で新たに他の構成団体を協定に加える等、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に取り消すこととします。取り消しとなった場合は、申請者の順位付けにおいて次の順位の優先交渉権者と協議し、協議が整った場合は、その優先交渉権者を指定管理者候補者として決定します。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
- ③ この要項等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 指定管理者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散した場合
- ⑥ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合
- ⑦ 見附市議会において、指定に係る議案が否決された場合
- ⑧ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ⑨ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

15 市と指定管理者のリスク分担

指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うこととします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。市と指定管理者のリスク分担の方針は次表のとおりとします。

区分	種 類	内 容	見附市	指定 管理者
1-1	法令等の変更	施設の管理運営業務に関係する法令等の変更	両者の協議による	
2-1	物 価	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
3-1	金 利	金利の変動による経費の増		○
4-1	施設・設備・ 物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの		○
4-2		経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
4-3		指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに 帰すべき事由による損傷		○
4-4		上記以外による損傷	○	
4-5		相手方が特定できない第三者による小規模な損 傷		○
4-6		相手方が特定できない第三者による上記以外の 損傷	○	
5-1	資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによ るもの		○
5-2		相手方が特定できない第三者による小規模な損 傷		○
5-3		相手方が特定できない第三者による上記以外の 損傷	○	
6-1	債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
6-2		指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
7-1	要求水準不適 合	協定により定めた管理運営業務実施の要求水 準に不適合		○
8-1	書類の誤り	仕様書等の市が提示、責任を持つ書類内容の 誤りによるもの	○	
8-2		事業計画書等の指定管理者が提示、責任を持 つ書類内容の誤りによるもの		○
9-1	事故等に伴う 損害賠償	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに 帰すべき事由による損害。これに伴う自己の休 業損害		○
		施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の		○

9-2		発生等により、周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害		
9-3		市の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害	○	
9-4		上記以外による損害	両者の協議による	
10-1	不可抗力	地震、台風等の自然災害、伝染病・感染症の拡大、暴動等の人災、その他市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由による業務の変更、中止、延期又はこれらに伴う休業損害及び逸失利益	両者の協議による	
11-1	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況による経費の増、収入の減		○
12-1	運営経費の増	指定管理者の要因による運営経費の増		○
12-2		市の要因による運営経費の増	○	
13-1	施設の競合	競合施設による施設利用者の減、収入の減		○
14-1	情報の漏えい	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏えい及びこれに伴う損害		○
15-1	資金調達	施設の管理運営に必要な資金の確保		○
16-1	事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における指定取り消し等による業務終了時の撤収費用		○

16 添付資料

- (1)道の駅パティオにいがた指定管理者業務仕様書
- (2)参考資料
- (3)刈谷田川防災公園条例及び同施行規則
- (4)施設に係る図面
- (5)パティオにいがた、見附市観光パンフレット

17 問合せ先

【募集要項等の申請書類に関する事項】

○見附市農林創生課 農政振興係

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話番号:0258-62-1700(内線222) FAX:0258-63-5775

E-mail:nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp

【選定委員会に関する事項】

○見附市 総務課 管財係

〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話番号:0258-62-1700(内線322) FAX:0258-63-1006

E-mail:soumu@city.mitsuke.niigata.jp

○見附市ホームページ URL:<http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>

※募集要項等は見附市ホームページからダウンロードできます。